

二、徒弟ノ工程壹箇月貳拾四人以上ノ業績ヲアゲタルモノニ對シテハ其ノ過程ノ分ニ對シテ職人並ノ賃金ヲ支給ス

三、勝手休ミタリト雖モ業主ハ徒弟ヨリ飯代ヲ引カザルコト

四、徒弟ニ對シ毎年益正月ノ二期ニ仕着ヲ贈與スルコト

五、業主ハ徒弟ニ對シ毎月一人宛金伍圓ヲ小使トシテ支給スルコト

六、勤勉ナル徒弟ニ對シ年明キノ際勤勉賞トシテ金貳拾五圓以上壹

百圓ヲ左ノ規定ノ下ニ餞別金ヲ贈呈スルコト

甲 賞

滿六箇年以上ノ勤續者ニシテ素行善良ナルモノニ對シテハ甲

賞トシテ金壹百圓ヲ贈呈スルコト

乙 賞

滿四箇年以上ノ勤勉者ニハ乙賞トシテ金六拾圓ヲ贈呈スル事

丙 賞

滿參箇年以上ノ勤勉者ニハ丙賞トシテ金四拾圓ヲ贈呈スル事

丁 賞

滿貳箇年以上ノ勤勉者ニハ丁賞トシテ金貳拾五圓ヲ贈呈ス

但シ長期勤續者タリト雖モ猥リニ勝手休ミヲナシ若クハ業主

ニ對シテ甚シキ迷惑ヲ懸ケ又ハ徒弟トシテノ職責ヲ忘却シタ

ル行爲アルモノニ對シテハ必ラスシモ此ノ規定ニ據ラザルコ

トアルベシ

以上大正十二年五月一日ヲ以テ効力發生スルモノトス

右 規 定 ス

大正十二年五月二十九日

調 停 者

嘉 納 健 治

引 田 樟 一